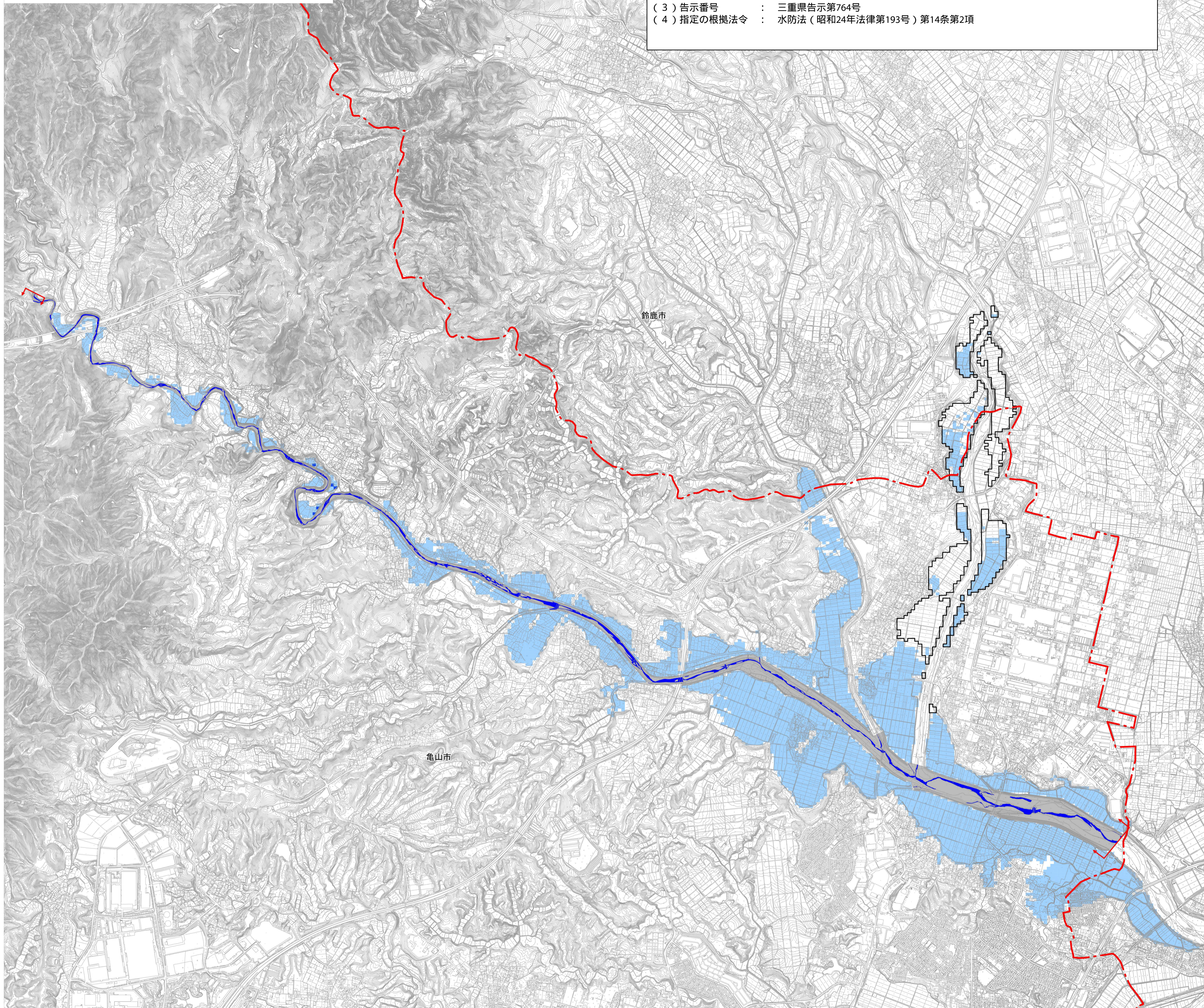
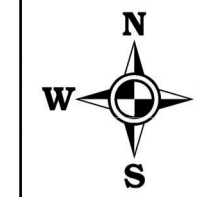


鈴鹿川水系安楽川
洪水浸水想定区域図
[浸水継続時間] (想定最大規模)

令和3年12月24日 追記

- (1) 令和3年7月に水防法が改正されたことに伴い、この図に表示している浸水継続時間(想定最大規模)を、水防法の規定に基づき指定します。
 (2) 指定年月日 : 令和3年12月24日
 (3) 告示番号 : 三重県告示第764号
 (4) 指定の根拠法令 : 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項



1 説明文

- (1) この図は鈴鹿川水系安楽川について、浸水継続時間を表示した図面です。
 (2) この浸水継続時間は、公表時点の安楽川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により安楽川が氾濫した場合の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の(決壊による)氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この想定される浸水継続時間が実際の浸水継続時間と異なる場合や、浸水継続時間が明示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

2 基本事項等

- (1) 作成主体 : 三重県
 (2) 公表年月日 : 令和3年5月13日
 (3) 対象となる河川
 ・鈴鹿川水系安楽川
 検討対象区間 左岸: 三重県亀山市安坂山町字南矢原1400番地先から三重県亀山市田村町字東沢1745番の4地先まで
 右岸: 三重県亀山市安坂山町字岩坪1175番地先から三重県亀山市田村町字蜂ヶ尻772番の2地先まで
 (4) 算出の前提となる降雨: 安楽川流域の24時間の総雨量749mm
 (5) 関係市町 : 鈴鹿市、亀山市
 (6) その他計算条件
 ① この図は、安楽川の三重県管理区間において破堤等が起きた場合の浸水継続時間を図示しています。
 ② この図は、安楽川において、一定の条件で破堤等をさせたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。破堤地点は、三重県管理区間の0.0kmから11.9km地点において想定したものです。
 ③ 氾濫計算は、対象区域をおよそ25m間隔の格子(計算メッシュという)に分割して、これを1単位として計算しています。このため、微地形による影響が表せていない場合があります。

凡例

浸水継続時間(ランク別)

- 12時間未満
- 24時間(1日間)未満
- 市町境界
- 河川範囲等
- 浸水想定区域の検討対象区間
- 対象河川以外の氾濫による浸水区域

